

中泊町農業委員会会議録

令和8年1月16日

中泊町農業委員会

令和8年中泊町農業委員会1月定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月16日（金） 13時30分～

2. 開催場所 委員会室1

3. 出席委員 (13人)

会長	15番	松坂 龍美	
会長職務代理者	14番	葛西 誠	
委 員	1番	大川 勝仁	2番 藤田 次男
	3番	青山 邦榮	4番 佐々木 清英
	5番	澤田 健吾	6番 瓜田 益子
	7番	三上 孝	8番 小野 美恵子
	9番	外崎 満幸	10番 松田 耕司
	11番	佐藤 正樹	12番 工藤 正太
	13番	木村 巧	

4. 欠席委員 (2人)

委 員	12番	工藤 正太	13番	木村 巧
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第27号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第25号 中泊町農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第26号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

次長 荒関 真治

総括主幹

古川 幹人

主事 古川 安梨紗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和8年中泊町農業委員会1月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、10番松田委員、11番佐藤委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の荒関次長、古川総括主幹を指名いたします。
以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第25号

事務局
荒関

3ページをご覧ください。
報告第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第18条第6項の規定により、別紙とのおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和8年1月16日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、8件ございました。
内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

ありがとうございました。ただいまの報告第25号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第26号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第26号

事務局
古川(幹)

22ページをご覧ください。
報告第26号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙とのおり報告する。令和8年1月16日提出 中泊町農業委員会会長。

12月の相続等の届出は7件ございました。詳しい内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長 (会長)	ありがとうございました。ただいまの報告第26号について、何かご質問等ございませんか。
議長 (会長)	【質問なしの声あり】
事務局 古川(安)	無いようですので、次に報告第27号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。
◎報告第27号	24ページをご覧ください。 報告第27号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和7年12月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和8年1月16日提出 中泊町農業委員会会长。
議長 (会長)	次のページをご覧ください。12月分の農地移動あっせん申し出は3件ございました。内容については、申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。
議長 (会長)	ありがとうございました。ただいまの報告第27号について、何かご質問等ございませんか。
議長 (会長)	【質問なしの声あり】
議長 (会長)	無いようですので、次に議案の審議に入ります。
◎議案第24号	次の議案に入る前に、3番青山委員、8番小野委員、9番外崎委員が関連している事案が含まれていますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限」により、当該事案の開始から終わりまで退席をお願いします。
議長 (会長)	【青山委員、小野委員、外崎委員 退席】
事務局 荒関	議案第24号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。
議長 (会長)	27ページをご覧ください。議案第24号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があつたので審議を求める。令和8年1月16日提出 中泊町農業委員会会长。
大川委員	それでは、議案第24号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
議長 (会長)	議席1番、大川です。それでは報告いたします。去る1月5日、私と藤田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が7件、賃貸借設定が10件です。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。
事務局 荒関	ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。
◎受付番号52番	28ページをご覧ください。 受付番号52番は高根字小金石地内の田2筆、面積5,133m ² の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に作物を栽培することでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。
◎受付番号53番	受付番号53番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字早田地内の田6筆、八幡字盛山地内の田2筆、大沢内字住吉地内の田1筆、田茂木字若宮地内の田56筆の計65筆。面積は146,507.71m ² の使用貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われます。
◎受付番号54番	34ページをご覧ください。 受付番号54番は田茂木字若宮地内の田6筆、高根字小金石地内の田3筆の計9筆。面積は27,358m ² の生前一括贈与です。譲受人は、譲渡人同様に作物を栽培することでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。
◎受付番号55番	35ページをご覧ください。 受付番号55番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田7筆、面積は9,774m ² の賃貸借です。期間は3年、土地改良費は工事費は地主負担、水利費は借主負担、賃借料は10a当たり農協概算金換算で米1.5俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号 56 番は新規の設定で、設定する農地は尾別字小谷地内の田1筆、面積は3,277m²の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり30,000円です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われます。

36ページをご覧ください。

受付番号 57 番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字甘木地内の田1筆、面積は1,129m²の賃貸借です。期間は1年、賃借料は総賃貸面積に対し米10俵の物納です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号 58 番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢字袴腰山地内の畠3筆、深郷田字早田地内の田2筆、深郷田字甘木地内の田7筆と畠4筆、深郷田字富森地内の畠4筆、八幡字日向地内の田1筆の計21筆。面積は52,517m²の使用貸借です。期間は10年。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないものと思われます。

受付番号 59 番は新規の設定で、設定する農地は小泊字成滝地内の田1筆、面積は4,613m²の賃貸借です。期間は5年、賃借料は10a当たり1俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号 60 番は新規の設定で、設定する農地は小泊字成滝地内の田1筆、面積は4,763m²の賃貸借です。期間は5年、賃借料は10a当たり1俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われます。

39ページをご覧ください。

受付番号 61 番は新規の設定で、設定する農地は尾別字湯島地内の田2筆、面積は5,981m²の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担、賃借料は10a当たり1俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号 62 番は新規の設定で、設定する農地は大沢内字ニタ見地内の田1筆、大沢内字住吉地内の田1筆、大沢内字海原地内の田1筆の計3筆。面積は10,795m²の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担、賃借料は10a当たり農協概算金換算で米1俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号 63 番は売買で、設定する農地は宮野沢字蚩澤地内の田3筆、面積は10,343m²の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は、譲渡人同様に作物を栽培することでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないとと思われます。

受付番号 64 番は売買で、設定する農地は中里字紅葉坂地内の田3筆、面積は1,800m²の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は、譲渡人同様に作物を栽培することでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないとと思われます。

受付番号 65 番は売買で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田2筆、面積は6,027m²の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は、譲渡人同様に作物を栽培することでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないとと思われます。

受付番号 66 番は新規の設定で、設定する農地は薄市字花持地内の田2筆、薄市字玉清水地内の畠1筆の計3筆。面積は6,465m²の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担、賃借料は10a当たり1俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号 67 番は売買で、設定する農地は今泉字唐崎地内の田2筆、面積は197m²の売買です。譲受人は、譲渡人同様に作物を栽培することでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないとと思われます。

受付番号 68 番は売買で、設定する農地は今泉字唐崎地内の田1筆、面積は124m²の売買です。譲受人は、譲渡人同様に作物を栽培することでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないとと思われます。

以上、受付番号 52 番から 68 番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 (会長)	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
議長 (会長)	【質問なしの声あり】 ないようですので、お諮りいたします。議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長 (会長)	【異議なしの声あり】 異議がないようですので、議案第24号は原案のとおり決定いたします。
議長 (会長)	◎議案第25号 次に、議案第25号「中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。
事務局 古川（安）	48ページをご覧ください。 議案第25号「中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により中泊町に対し、中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求める。令和8年1月16日提出 中泊町農業委員会会长。 (農地中間管理事業の利用権設定) 次に50ページをご覧ください。 今月の利用権設定（案）は、受付番号20番の新規が1件となっております。
	受付番号20番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢字螢澤の農地6筆、地目は田、面積は6,421m ² の使用貸借です。期間は14年で土地改良費は地主負担。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議長 (会長)	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
議長 (会長)	【質問なしの声あり】 ないようですので、お諮りいたします。議案第25号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長 (会長)	【異議なしの声あり】 異議がないようですので、議案第25号は原案のとおり決定いたします。
◎議案第26号 議長 (会長)	次に議案第26号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税微収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局 古川（幹）	53ページをご覧ください。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税微収猶予に関する証明（農業経営）について」贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。なお、証明願いが遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認するものとする。令和8年1月16日提出中泊町農業委員会会长。
事務局 古川（幹）	次のページをご覧ください。継続届出書提出予定一覧表ですが、継続件数が4件ございます。該当者につきましては、全農地を耕作していることを現地及び資料等を基に確認しております。以上です。
議長 (会長)	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 何かご質問等ございませんか。
	(質問なし)
議長 (会長)	ないようですので、お諮りいたします。議案第26号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長 (会長)	【異議なしの声あり】 異議がないようですので、議案第26号は原案のとおり決定いたします。

議長
(会長)
事務局
(荒閑)

◎報告・協議事項

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申しあげます。

- 1) 業務予定
 - 2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。
それでは、これをもちまして、令和8年中泊町農業委員会1月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年1月16日

農業委員會長 (松坂 龍美) 松坂 龍美
署名委員 (松田 耕司) 松田 耕司
署名委員 (佐藤 正樹) 佐藤 正樹